

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月13日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：3 国名：北米・中南米地域 担当：経済基盤開発部  
案件名：コロンビア・ペルー物流インフラ情報収集・確認調査

1 契約予定期間：2014年1月中旬～2014年9月中旬

2 参加要件

海外における物流インフラに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月27日から2013年11月29日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月27日から2013年12月2日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月13日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：12月下旬
- (5) 契約交渉：12月下旬～1月上旬

5 業務の目的

太平洋に面した中南米のメキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4か国の大統領によって2012年6月6日、バラナル宣言が署名され太平洋同盟が発足した。現在までに我が国を含む18か国をオブザーバー、コスタリカ、パナマを今後の正式加盟予定国としている。

現在、太平洋同盟に正式加盟している4か国の総人口は約2億720万人、GDPは1.9兆ドルと推計されている。我が国は既にメキシコ、ペルー、チリとEPA（経済連携協定）を締結しており、2013年5月には我が国経済産業大臣がコロンビアを訪問し、EPAの交渉を加速化することに合意している。

コロンビアにおいては、前政権での平和構築へ向けた武装勢力の制圧と現政権において武装勢力との対話が開始されたこと等を受け、都市部を中心に治安は改善してきており、本邦企業の進出が期待されている。2015年にはパナマ運河の第3閘門の開通が予定される等、コロンビアの貿易のための物流は、新たな港湾開発や太平洋側港湾の拡張等が進む中で、外部環境の変化に沿って、今後大きな転換を迎える可能性がある。

ペルーは、近年、経済が堅調に成長しており、これに伴い同国への本邦企業の進出も増加している。また、太平洋同盟に加えTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉にも参加しており、今後一層の物流の活性化が期待されるとともに河川交通等も活用してブラジルへの物流ルートの強化等が検討されている。

また、コロンビア、ペルーにおいては、パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）方式やコンセッション方式など民間を活用してのインフラ整備・運営維持管理が進められているが、民間への多大なリスク転化や環境社会配慮面での問題の発生等で工事の遅延・中止となっている事態も報告されている。

このような状況下、JICAは現在の両国の物流事情や物流インフラの現況、整備計画、整備・運営の制度等を調査し、将来的な地域統合の視点を含めた開発におけるボトルネックや制度面での課題について分析し、今後の事業展開・協力事業形成の基礎情報とするため、本調査を実施する。

6 業務の範囲及び内容

対象国における以下情報を詳細に把握し、分析する。

- (1) 物流事情及び道路・港湾等物流インフラの整備状況
  - (2) 道路・港湾等物流インフラの輸送能力及び輸送実態
  - (3) 道路・港湾等物流インフラの整備計画及び整備方針に係る議論（太平洋同盟等によるインパクトを含む）
  - (4) その他鉄道・河川等物流インフラの整備状況、整備計画、輸送能力・輸送実績
  - (5) PPP方式及びコンセッション方式にかかる制度及び課題
  - (6) 環境社会配慮にかかる制度及び課題
  - (7) 開発における将来のボトルネック（阻害要因）や制度面での課題
- 調査の対象地域はコロンビア全域およびペルー全域とする。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2014年2月上旬)
- (2) インテリムレポート (2014年4月下旬)
- (3) ドラフトファイナルレポート (2014年6月下旬)
- (4) ファイナルレポート (2014年8月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括 / 物流インフラ政策 (評価対象予定者)
- (2) 港湾計画・運営 (評価対象予定者)
- (3) 道路計画 / 物流調査
- (4) 複合一貫輸送 / 貿易政策
- (5) PPP・コンセッション / 事業管理
- (6) 環境社会配慮
- (7) 業務調整 / 物流インフラ政策補助

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定
- ・ 通訳の配置を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。